

事前評価調書

I 事業概要																																																																
事業名	農業農村整備事業（震災対策農業水利施設整備事業）																																																															
地区名	中般若地区																																																															
事業箇所	江南市中般若町東																																																															
事業のあらまし	<p>本地区は、木曾川流域の平地に広がる県内有数の江南市全域 457ha の畑作地帯を対象としており、大根・白菜を中心とした営農が展開されている。地区内のかんがい用水は、国営かんがい排水事業（S32～S42）及び県営畑地かんがい事業（S38～S47）により設置された江南揚水機場に依存しており、他に代替のない地域の重要な施設として使われてきた。</p> <p>しかし、本施設の耐震診断を実施した結果、耐震性能が不足しており、倒壊の危険性があることが判明した。地震により本施設が被災した場合、江南市全域の営農活動が停滞し、地域の経済活動に大きな影響を及ぼす危険性がある。</p> <p>このため、本施設を耐震性を有した施設に改修することにより、地震による被害を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。</p>																																																															
事業目標	【達成（主要）目標】 地震による施設倒壊を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。																																																															
事業費	事業費		内訳																																																													
	8.6 億円		■工事費 7.4 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 1.1 億円																																																													
事業期間	採択予定年度	平成 29 年度	着工予定年度	平成 30 年度	完成予定年度	平成 34 年度																																																										
事業内容	揚水機場工 1 箇所																																																															
II 評価																																																																
①事業の必要性	1) 必要性	江南揚水機場は、江南市全域の畑地 457ha の農地を潤す施設として重要な役割を果たしているが、耐震診断を実施した結果、耐震性能が不足しており、倒壊の危険性があることが判明した。地震により本施設が被災した場合、江南市全域の営農活動が停滞し、地域の経済活動に大きな影響を及ぼす危険性があるため、地震による被害を未然に防止する必要がある。																																																														
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																													
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機場工</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建屋工</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機械工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>・撤去工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">8.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>						H29	H30	H31	H32	H33	H34	工種区分	調査・設計	←→					用地補償	←→					工事						・機場工		←→				・建屋工			←→			・機械工				←→	←→	・撤去工						←→	事業費(億円)		8.0				0.6
		H29	H30	H31	H32	H33	H34																																																									
	工種区分	調査・設計	←→																																																													
用地補償		←→																																																														
工事																																																																
・機場工			←→																																																													
・建屋工				←→																																																												
・機械工					←→	←→																																																										
・撤去工						←→																																																										
事業費(億円)		8.0				0.6																																																										
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																																															
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																																														
	【理由】	事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																																																														

Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
-----------------	--

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

- 対象（事業完了後5年目） 対象外
- 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】
-
- 【主な評価内容】
- ・施設の維持管理状況